

(公印省略)
介高第924-76号
令和3年9月27日

各養護老人ホーム施設長
各特別養護老人ホーム施設長
各軽費老人ホーム施設長
各介護老人保健施設管理者
各介護療養型医療施設管理者様
各介護医療院管理者
各有料老人ホーム設置者
各サービス付き高齢者向け住宅登録事業者
各居宅サービス事業所管理者

群馬県健康福祉部
介護高齢課長 遠藤 英夫

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底について（依頼）

このことについて、全国的に、新型コロナウイルスワクチンを2回接種し2週間経過後（以下「接種完了」という。）にも感染する事例が増加しており、県内でも、クラスターとなった事例において、接種完了の方が多数感染しております。

つきましては、下記事項も踏まえて、引き続き、感染対策に万全を期していただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 入所施設においては、接種完了した入居者についても、新型コロナウイルス感染症を疑う症状（以下「症状」という。）が少しでもある場合には、積極的なPCR・抗原等の検査について検討願います。
- 2 仮に入居者・利用者のPCR等の検査結果が陰性の場合でも、症状を有する場合には、新型コロナウイルスに感染している可能性を念頭に慎重を期して対応願います。
- 3 職員に対して、引き続き感染防止の取り組みを指導いただき、症状があるときには、出勤を控えさせるとともに、PCR・抗原等の検査を受けるよう勧奨願います。

※発出済みの別添通知（令和3年6月9日付け介高第924-41号・令和3年4月30日付け介高第924-13号及び、令和2年10月15日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正））についても、再度ご確認くださいようお願いいたします。

事務担当
福祉施設係（電話：027-226-2569）
保健・居住施設係（電話：027-226-2566）
居宅サービス係（電話：027-226-2575）